平成２７年（フ）第４８３号
千葉県船橋市薬円台２丁目10番４号グレースドエル101号
債務者　段野　　毅
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１４号
千葉市花見川区花見川１番13棟202号
債務者　白井　　博
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２３号
千葉県市川市香取１丁目９番６－305号（フェリーチェ行徳）
債務者　蝦名　　洋
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４９号
千葉県市川市市川３丁目23番８号　（金子ハイツ101号）
債務者　工藤　美加（旧姓神山）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０１号
新潟市中央区西大畑町601番地５　ときわマンション610
債務者　小島　　朗
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０７号
新潟市東区下木戸２丁目19番12号　小出借家、前住所新潟市東区寺山１丁目６番６号
債務者　遠藤　剛介
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０９号
新潟市北区木崎3108番地
債務者　若月　郁子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１５号
新潟市東区山木戸４丁目６番６号　コーポ田辺203
債務者　横山奈津子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１８号
新潟市東区東中野山７丁目15番24号　アイリスコートＡ棟202号、前住所新潟市東区逢谷内３丁目１番30号　ダイアパレス逢谷内102号
債務者　大谷　　真
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１９号
新潟市東区東中野山７丁目15番24号　アイリスコートＡ棟202号、前住所新潟市東区逢谷内３丁目１番30号　ダイアパレス逢谷内102号
債務者　大谷安紀子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２４号
新潟市南区西白根30番地28、住民票上の住所新潟市南区下曲通295番地２
債務者　吉原　桃子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２８号
新潟市秋葉区善道町１丁目６番５号　レジデンスハイブ203号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０号
岐阜県羽島郡岐南町徳田６丁目88番地の１（コテージ徳田　Ａ－３号室）、前住所地岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町２丁目376番地
債務者　田内　昭幸
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１８１号
岐阜市神室町５丁目10番地（味岡ビル　205号室）
債務者　星屋　摩里
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３９号
兵庫県宝塚市清荒神２丁目14番12号
債務者　澤山佐代子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
兵庫県赤穂郡上郡町竹万2330番地　ハイツあゆみＢ棟402号
債務者　高尾　英樹
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部